

Topics | トピックス

- ◆ 第17回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 最低賃金1,054円で決着～2024年度第5回中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会
- ◆ 平均寿命は男性81.09年、女性87.14年～「2023年簡易生命表」
- ◆ 高齢者世帯の41.7%が所得は公的年金・恩給のみ～「2023年国民生活基礎調査」
- ◆ 「日本年金機構からのお知らせ」で10月からの適用拡大に向けて事業主に準備をお願い
- ◆ 2024年5月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で82.0%

◆ 第17回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、7月30日に第17回社会保障審議会年金部会（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を開催した。「次期年金制度改正の方向性について」「障害年金制度について」「遺族年金制度等について」などが議事とされた。

【次期年金制度改正の方向性について】

次期年金制度改正は、平均寿命・健康寿命の延伸、家族構成・ライフスタイルの多様化、女性・高齢者の就業の拡大、今後見込まれる最低賃金の上昇・持続的な賃上げなどの社会経済の変化や、2024年財政検証結果を踏まえて方向付けられている。

改正の基本的な考え方は、働き方に中立的な制度を目指し、ライフスタイル等の多様化を年金制度に反映することと、高齢期の経済基盤の安定や所得保障・再分配機能の強化を図ることである（表1）。

<表1> 次期年金制度改正の方向性と論点

改正の方向性	論点
働き方に中立的な制度の構築	・被用者保険の適用拡大 ・「年収の壁」と第3号被保険者制度 ・在職老齢年金制度 等
ライフスタイル等の多様化への対応	・高齢期より前の遺族年金 ・加給年金 等
平均寿命の延伸や基礎年金の調整期間の長期化を踏まえた、高齢期の経済基盤の安定、所得保障・再分配機能の強化	・マクロ経済スライドの調整期間の一致 ・標準報酬月額の上限 等
業務運営改善関係・その他所要の事項への対応	—

【障害年金制度の見直しについて】

年金部会では、障害年金制度の見直しについて、下記の課題に対する議論が求められている。

1. 初診日要件

(論点) 障害厚生年金において保険事故の発生時点を初診日とすることを維持したうえで、延長保護^{※1}や長期要件^{※2}を認めるべきか。

※1 延長保護とは、被保険者資格喪失後の一定期間内に初診日があれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にする考え方。

※2 長期要件とは、厚生年金保険料の納付済期間が一定以上あれば、被保険者資格喪失後に保険事故が発生した場合であっても、厚生年金の給付対象にする考え方。

2. 事後重症の場合の支給開始時期

(論点) 事後重症の場合でも、障害等級に該当するに至った日が診断書で確定できるのであれば、その翌月まで遡って障害年金を支給することを認めるべきか。

3. 直近1年要件

(論点) 直近1年要件は2026年3月31日が措置の期限となっているが、これまで同様に10年間の延長をすべきか。

4. 障害年金受給者の国民年金保険料免除の取扱い

(論点) 障害年金受給者の法定免除期間について保険料納付済期間と同じ扱いにするべきか。

5. 障害年金と就労収入の調整

(論点) 障害年金と就労収入の関係をどのように考えるか。両者の間で一定の調整を行うべきか。

【遺族年金制度の見直しについて】

現行制度では、20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金は、夫と死別した妻が就労し生計を立てることは困難であり、その状況が将来も続くと思込まれてきたため、妻に対して30歳未満の場合には有期給付、30歳以上の場合には期限の定めのない終身の給付が行われている。一方で、夫は就労して生計を立てることが可能であるという考えの下、55歳未満の夫には遺族厚生年金の受給権が発生しない。また、一定年齢の寡婦に対しては中高齢寡婦加算があるなど、制度上の男女差が存在している。

現在においては、女性の就業の進展、共働き世帯の増加等の社会経済状況の変化を踏まえ、また、制度上の男女差を解消する観点から、20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を見直すことが必要だと考えられる。

◆最低賃金1,054円で決着～2024年度第5回中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会

厚生労働省は7月23日と24日に、2024年度第4回および第5回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（以下、小委員会）を開催した。「2024年度地域別最低賃金額改定の目安について」が議事とされた。当初は23日だけの開催予定だったが、「物価高で、労働者の生活は非常に苦しい」と67円の大幅引上げを要求する労働者側と、賃金の引上げが経営困難な中小企業にとっては負担となるとの理由で20円程度の引上げとしたい使用者側で決着がつかず、協議は24日に持ち越された。

結局、24日の小委員会では、物価高を根拠に引上げ額の目安を全国平均で50円（5.0%）とすることが決まった。AランクからCランク地域[※]で一律50円の引上げを目安とする（表2）。小委員会が出した引上げ額の目安については、7月25日の第69回中央最低賃金審議会に報告された。

10月の各地域での審議により目安どおりに改定されれば、最低賃金の全国平均は現在の1,004円から1,054円となり、引上げ幅は昨年度より43円上回り過去最大となる。

※最低賃金は、都道府県の経済実態に応じ全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県となっている。

<労働者側見解>

今年の春季生活闘争では33年ぶりの5%台の賃上げとなったが、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、春季生活闘争における大幅な賃上げの流れを社会全体に広げていきたい。さらに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、経営状況の向上のためにも人材確保に向けた「人への投資」を決断している。また、現在の最低賃金は最低生計費を賄えておらず、労働者の生活は極めて苦しい。本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けて、これまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきである。

<使用者側見解>

成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なる。最低賃金の審議に当たっては、賃上げに取り組めない企業や、労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも考慮すべきである。価格転嫁や生産性向上の過渡期にあるなかで、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要である。中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を進める必要がある。

<表2> 2024年度地域別最低賃金改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

◆平均寿命は男性81.09年、女性87.14年～「2023年簡易生命表」

厚生労働総は7月26日、「2023年簡易生命表」を公表した。これによると、男性の平均寿命（0歳の平均余命）は81.09年、女性の平均寿命は87.14年で、前年より男性は0.04年、女性は0.05年上回った。平均寿命の男女差は、6.05年で前年より0.01年拡大した。諸外国と比較すると、男性はスイス（82.30年）、スウェーデン（81.58年）、ノルウェー（81.39年）、オーストラリア（81.22年）に次いで第5位、女性は2位のスイス（85.90年）を大きく引き離し第1位となった。

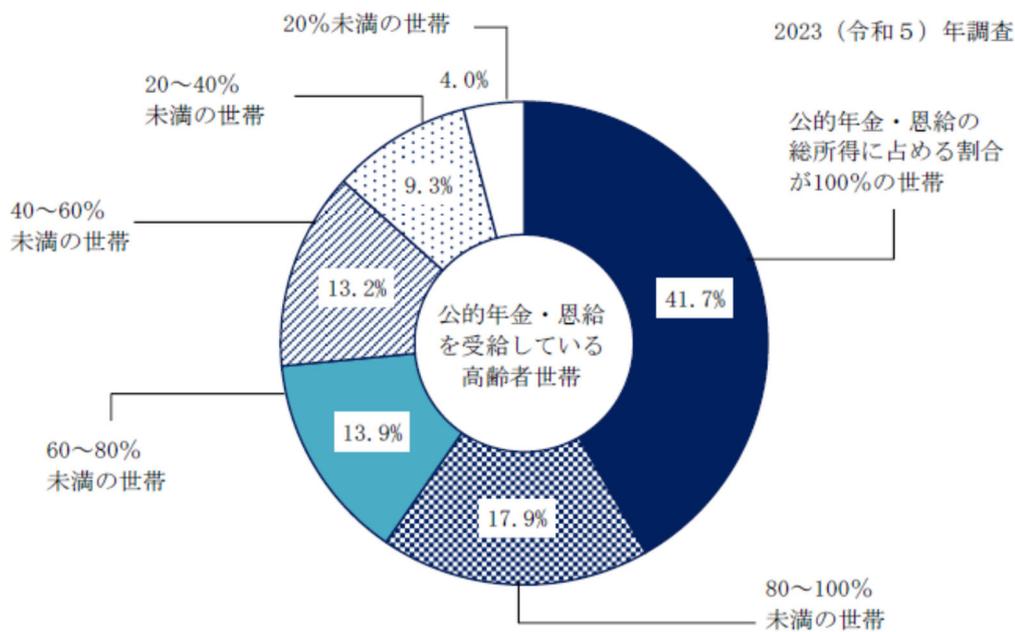
◆高齢者世帯の41.7%が所得は公的年金・恩給のみ～「2023年国民生活基礎調査」

厚生労働省は7月5日、「2023年国民生活基礎調査」の結果を公表した。調査によると、2023年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」で524万2,000円となり、前年より21万5,000円の減少となった。「高齢者世帯」は304万9,000円、「高齢者世帯以外の世帯」は651万1,000円となった。

1世帯当たりの平均所得金額の構成割合をみると、「全世帯」では「稼働所得」が72.9%、「公的年金・恩給」が20.9%、「財産所得」2.4%、それ以外が4.2%であった。一方、「高齢者世帯」では「公的年金・恩給」が62.9%と最も割合が高く、「稼働所得」は26.1%であった。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯で、「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%（所得のすべてが公的年金・恩給）の世帯」の割合は41.7%であった（図1）。生活意識については、「高齢者世帯」の59.0%が、生活が「苦しい」と回答した（「大変苦しい」26.4%、「やや苦しい」32.6%の合計）。

※高齢者世帯とは、65歳以上の者のみ、またはこれに18歳未満の未婚の者を加えた世帯をいう。

<図1> 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



◆「日本年金機構からのお知らせ」で10月からの適用拡大に向けて事業主に準備をお願い

日本年金機構は7月19日、事業主に向けた「日本年金機構からのお知らせ」7月号をホームページで発信した。掲載項目は、「納入告知書の送付スケジュールとオンライン事業所年金情報サービスについて」「令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大に向けてのお願い」「キャリアアップ助成金＜社会保険適用時処遇改善コース＞の新設について」の3項目。短時間労働者の適用拡大については、2024年10月から特定適用事業所に該当する事業所の範囲が、被保険者数が常時101人以上の事業所から常時51人以上の事業所に拡大されることから、新たに特定適用事業所に該当する事業所に対し、届書の準備、社内周知・従業員への説明等、早めに準備を行うことをお願いした。

日本年金機構は、事業主・従業員への説明のために、社会保険労務士等を無料で派遣する専門家活用支援事業を行うとともに、ホームページにパンフレット等を掲載し (<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>)、適用拡大に向けて協力をお願いしている

被保険者数が常時51人以上の事業所とは

厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数※が、1年のうち6か月以上51人以上となることが見込まれる事業所をいう。

※法人事業所の場合は、法人番号が同一であるすべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となる。

◆ 2024年5月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で82.0%

厚生労働省は7月26日、2024年5月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2021年5月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.4ポイント増の82.0%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は773万月で、納付月数は633万月。

【2022年5月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.6ポイント増の83.5%であった。納付対象月数は761万月で、納付月数は635万月。

【2023年5月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は81.6%であった。納付対象月数は752万月で、納付月数は614万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は91.6%となった。